

発議第 1 号

憲法第 9 6 条を改正し発議要件を緩和することに反対する意見書

地方自治法第 9 9 条及び松伏町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成 2 5 年 6 月 1 3 日提出

提出者 松伏町議会議員 吉 田 俊 一

賛成者 松伏町議会議員 広 沢 文 隆

松伏町議会議長 渡 辺 忠 夫 様

憲法第96条を改正し発議要件を緩和することに反対する意見書

日本国憲法第96条は、憲法の改正について「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と定めている。この国会発議の条件を、一般の法律と同等に「二分の一」過半数にする、憲法第96条改正の政治的発言が相次ぎ、参議院選挙の争点とし政治日程化を急ぐ動きが進んでいる。

2012年12月の衆議院選で自民党が約6割294議席、維新の会が54議席を獲得し、各党の憲法改正の内容は違っているが憲法第96条の改正では主張が一致するというので、安倍晋三首相は、本年1月30日の国会答弁で、「党派ごとに異なる意見があるため、まずは多くの党派が主張している憲法第96条の改正に取り組む」旨を明言した。しかし、国民にとって憲法改正論議は唐突であり、各政党が主張する憲法第9条や人権規定、政治機構の条文改正を容易にするために、憲法第96条改正を先行することが政治的野合でないかとの疑問や批判はまぬがれない。

自民党の改憲草案や維新の会提言は、憲法第96条を改正する理由として①現行の憲法の改正手続きが世界的に見て改正しにくいものとなっている②国民投票によって意思を問うことになっているわけだから手続きを余りに厳格にすることは、憲法についての意思を表明する機会が狭められることになり国民の意思を反映しないことになる等の理由を主張している。

これらに対し、詳細に問題点を指摘しきびしく批判する「憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書」が日本弁護士連合会から3月14日発表された。他の法律と異なり憲法が最高法規として「基本的人権を守るために、国家権力の組織を定め、たとえ民主的に選ばれた国家権力であっても権力が濫用されるおそれがあるので、その濫用を防止するために国家権力に縛りをつける国の基本法である」と明快に憲法改正の発議要件が三分の二以上になっている根拠を示している。また外国の憲法との比較でも、法律と同様にしている国の方が少数派で、法律より厳しい要件を定めている国が多数派であること、日本より厳しい規定をもつ国もあるなど、憲法第96条改正の根拠とする理由が事実とは異なっていることを指摘している。これらはまさに道理ある主張と考える。

今多くの住民が国政に求めている要求は、デフレ不況から脱却と国民所得を引き上げる経済政策であり、安定した社会保障制度の実現、経済・政治にはびこる不正や無法状態の一扫、震災からの復興である。政府と国会におかれましては、これらの課題に全力を挙げていくこと、そして大きな問題のある憲法第96条改正については、断念・中止をすることを松伏町議会として強く求める。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

平成25年6月13日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長 伊 吹 文 明 様
参議院議長 平 田 健 二 様
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様